

(勸告、命令等)

第百十五條の四十五の八 市町村長は、指定事業者が、第百十五條の四十五第一項第一号イから二
まで又は第百十五條の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行っ
ていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定め
る基準に従って第一号事業を行うことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項
の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に
係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を
とるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
(指定事業者の指定の取消し等)

第百十五條の四十五の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定
事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若し
くは一部の効力を停止することができる。

一 指定事業者が、第百十五條の四十五第一項第一号イから二まで又は第百十五條の四十五の五
第二項の厚生労働省令で定める基準に従って第一号事業を行うことができなくなつたとき。

二 第一号事業支給費の請求に關し不正があつたとき。

三 指定事業者が、第百十五條の四十五の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しく
は提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第百十五條の四十五の七第
一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、
若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行
為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

五 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に
關する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に關し不正又
は著しく不当な行為をしたとき。

(市町村の連絡調整等)
第百十五條の四十五の十 市町村は、第百十五條の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑な実施
のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市町村が行う第百十五條の四十五第二項第四号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力する
よう努めなければならない。

3 都道府県は、市町村が行う第百十五條の四十五第二項第四号に掲げる事業に關し、情報の提供
その他市町村に対する必要な協力を行うことができる。
(政令への委任)
第百十五條の四十五の十一 第百十五條の四十五から前条までに規定するもののほか、地域支援事
業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第百十五條の四十六第一項中「前条第一項第二号から第五号まで」を「第一号介護予防支援事業
(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び第百十五條の四十五第二項各号」に改め、同条第三
項中「次条第一項の」の下に「規定による」を、「受けた者」の下に「(第百十五條の四十五第二項第
四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。)」を加え、同条第九項を第十
二項とし、第八項を第十一項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。
9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよ
う努めるとともに、必要があるとき認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を
講ずるよう努めなければならない。

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚
生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に關す
る情報を公表するよう努めなければならない。

第百十五條の四十六第六項中「高齢者の日常生活の支援に關する活動に携わるボランティア」を
「被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要
介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者」に改め、同項を同条第七項とし、同
条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置
を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

第百十五條の四十七第一項中「対し」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、
同条第二項中「包括的支援事業」の下に「(第百十五條の四十五第二項第四号から第六号までに掲げ
る事業を除く。)」を加え、同条第三項中「前条第六項及び第七項」を「前条第七項及び第八項」に
改め、第一項の「規定による」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「のうち第百十
五條の四十五第二項各号に掲げる事業」を「(第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保
険者に係るものに限る。)」に、「当該各号に掲げる事業」を「当該介護予防・日常生活支援総合事業」
に改め、(同条第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。)」を削り、
同項を同条第四項とし、同条第六項中「第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業」を「第一
号介護予防支援事業」に、「その」を、「当該委託を受けた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第
七項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に、「次項」を「第八項、第百八十条第一項並びに
第百八十一条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、厚生労働省
令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚
生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

第百十五條の四十七の次に次の一項を加える。

9 市町村は、第百十五條の四十五第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法
第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と
認める者に対し、その実施を委託することができる。

第六章中第百十五條の四十八を第百十五條の四十九とする。
第百十五條の四十七の次に次の一項を加える。
(会議)

第百十五條の四十八 市町村は、第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施の
ために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に關する専門的知識を有する者、民生委員その他の
関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。)により構成される会
議(以下この条において「会議」という。)を置くよう努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援
対象被保険者」という。)(への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保
険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に關する検討を行うものとな
る。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があるときは、関係者等に対し、資料又は情報の
提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協
力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に關して知り
得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、会議が定める。